

株 主 各 位

第52期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

第52期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

事業報告の「会社の体制及び方針」

計算書類の「株主資本等変動計算書」

計算書類の「個別注記表」

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.daiken-iki.co.jp/>）に掲載することにより、株主の皆様を提供しております。

大研医器株式会社

会社の体制及び方針

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その内容は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役会は、法令・定款・社内規程等に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
 - ・取締役及び使用人は、取締役会が決定した役割と職務範囲において、法令・定款・社内規程等に従い、その職務を執行する。
 - ・当社は、コンプライアンス体制の基礎として、社長を筆頭とした「内部統制委員会」を設置し、コンプライアンス経営の推進を図る。
 - ・当社は、法令違反等コンプライアンスに係る事実についての通報体制として「コンプライアンスヘルプライン」を設置し、運用する。
 - ・当社は、社長直轄の内部監査室を設置し、定期的なモニタリングを実施することにより、内部統制システムが有効に機能していることを確認する。
 - ・取締役及び使用人は、反社会的勢力からの不当請求等に対し、毅然とした態度で対応し、経済的利益供与は決して行わない。
 - ・当社は、財務報告の信頼性確保のための社内体制を構築し、その整備・運用状況を定期的に評価する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理体制
 - ・取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等法定文書の他、重要情報の記載ある文書及び情報等を「情報・文書管理規程」の定めに従い、適切に管理する。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程
 - ・リスク管理を適切に行うため、「リスク管理規程」を整備し、当社業務に係るリスクを定期的に分類・分析し、その発生防止、軽減に努める。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役は年度執行計画及び中期計画に基づき、業務の進捗状況等を定期的に確認する。
 - ・取締役会を毎月開催し、重要事項の決定及び各部における進捗状況報告等の業務報告を行う。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその独立性及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
 - ・監査役は、当社の使用人から監査役補助者の任命を求めることができる。
 - ・監査役補助者の人事異動については監査役との事前協議等を要するものとする。
 - ・監査役補助者は、他部署の使用人を兼務せず、監査役の指揮命令の下で業務を遂行する。
 - ・監査役補助者の評価は、監査役会が行う。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・監査役は、監査役会の定める監査計画に従い、取締役会及びその他重要な会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項に係る報告を受ける。
 - ・監査役は、取締役、使用人、会計監査人等から報告を受けた場合、必要に応じてこれを監査役会に報告する。
- ⑦ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・当社は、監査役へ報告を行った当社の使用人に対し、当該報告をしたことを理由として解雇その他の不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針
- ・当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
 - ・当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役会は、監査計画を作成し、これに基づいた監査を実施の上、その結果につき取締役会等において報告を行う。
 - ・監査役は、代表取締役、会計監査人との間で適宜意見交換を行う。
 - ・監査役は、内部監査室と連携し、監査の実効性を確保する。
- ⑩ 業務の適正を確保するために必要な体制の整備運用状況の概要
- ・業務執行の健全かつ適切な運営の強化のため、各部署においてその適切な運用に努めるとともに、内部統制システムの整備及び運用状況のモニタリングを実施し、取締役会がその内容を確認しております。
 - ・取締役の職務執行の法令及び定款との適合性を確保するため、取締役会を毎月定期的に開催するとともに、取締役会における審議の充実に努めています。
 - ・コンプライアンスの基本理念である「大研医器行動憲章」を定めている他、内部通報制度を整備し全ての役職員の職務執行における法令違反等について早期発見を図っています。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最重要経営課題のひとつと位置づけ、将来にわたる事業展開のための内部留保の確保と経営成績に裏づけされた成果の配分を中間配当及び期末配当として年2回行うことを基本方針としております。

また、配当性向につきましては、安定配当をベースに60%以上の利益還元を基本方針としております。

内部留保資金の用途につきましては、今後の有望な事業分野に投下し、さらに高い利益性と成長性を実現することで企業価値の増大を図り、投資価値の拡大とさらなる利益還元につなげてまいりたいと考えております。

なお、当社は、株主の皆様への機動的な利益還元を可能とするため、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって会社法第459条第1項各号に定める剰余金の配当をすることができる旨定款に定めております。

当期の期末配当金につきましては、2020年5月15日開催の取締役会決議により、1株当たり11円を実施させていただきます。すでに、2019年12月2日に実施済みの中間配当金1株当たり9円とあわせまして、年間配当金は1株当たり20円となります。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本		
	資 本 金	資本剰余金	
		資 本 準 備 金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	495,875	400,875	400,875
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			
当 期 純 利 益			
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—
当 期 末 残 高	495,875	400,875	400,875

(単位：千円)

	株主資本			
	利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		その他利益剰余金		
別途積立金		繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	23,750	690,000	5,983,988	6,697,738
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			△545,840	△545,840
当 期 純 利 益			859,547	859,547
当 期 変 動 額 合 計	—	—	313,706	313,706
当 期 末 残 高	23,750	690,000	6,297,694	7,011,444

(単位：千円)

	株主資本		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
当 期 首 残 高	△1,826,582	5,767,905	5,767,905
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当		△545,840	△545,840
当 期 純 利 益		859,547	859,547
当 期 変 動 額 合 計	—	313,706	313,706
当 期 末 残 高	△1,826,582	6,081,612	6,081,612

個 別 注 記 表

重要な会計方針

- 1 たな卸資産の評価基準及び評価方法
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品	総平均法
仕掛品	総平均法
原材料	総平均法

- 2 固定資産の減価償却の方法
 - (1)有形固定資産（リース資産を除く） 定額法
但し、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。
 - (2)無形固定資産（リース資産を除く） 定額法
但し、ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
 - (3)リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

- 3 引当金の計上基準
貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- 4 消費税等の会計処理方法
税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 2,884,215千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1 発行済株式及び自己株式に関する事項

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
- | | |
|------|-------------|
| 普通株式 | 31,840,000株 |
|------|-------------|
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数
- | | |
|------|------------|
| 普通株式 | 3,111,559株 |
|------|------------|

2 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年5月15日 取締役会	普通株式	287,284千円	10円	2019年3月31日	2019年6月3日
2019年10月31日 取締役会	普通株式	258,555千円	9円	2019年9月30日	2019年12月2日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年5月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	316,012千円	11円	2020年3月31日	2020年6月8日

税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	7,571千円
会員権評価損	1,224千円
未払費用	115,815千円
たな卸資産評価損	20,523千円
その他	49,682千円
繰延税金資産の合計	194,818千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
試験研究費税額控除	△3.1%
住民税均等割	0.3%
その他	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.8%

金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、資金運用及び調達方針として、資金運用管理規程に基づき計画的かつ効率的な運用と調達を実現し、財務費用の低減と財政基盤の強化を図ることを目的としております。

資金運用については、価格変動リスクのないものを中心として短期的な預金等に限定し、資金調達については、銀行等金融機関からの借入を中心として、多額の設備投資が生じた場合には、エクイティファイナンス等の直接金融の活用を図ってまいります。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権については、取引先の信用リスクに晒されております。このリスクに対して、当社では、取引先ごとの期日管理及び残高管理の徹底を行うとともに、与信管理規程に基づき年1回与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金については、すべて1年以内の支払期日であります。

借入金については、運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、支払金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち主要な長期借入金の金利変動リスクに対しては金利を固定化することによりリスク回避を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、月次資金繰表を作成した上で、日次で入出金の確認を行い、流動性リスクの軽減を図っております。

2 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,365,400	2,365,400	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,904,574	1,904,574	—
(3) 電子記録債権	821,808	821,808	—
資産計	5,091,783	5,091,783	—
(4) 支払手形及び買掛金	966,467	966,467	—
(5) 短期借入金	800,000	800,000	—
(6) 長期借入金 （1年内返済予定の長期借入金を含む）	1,989,924	1,990,932	1,008
(7) リース債務	33,705	33,618	△86
負債計	3,790,097	3,791,019	922

（注1）金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金並びに(3) 電子記録債権

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(4) 支払手形及び買掛金並びに(5) 短期借入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）並びに(7) リース債務

これらのうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によるものとし、固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

科目	1年以内
現金及び預金	2,365,400
受取手形及び売掛金	1,904,574
電子記録債権	821,808
合計	5,091,783

(注3) 長期借入金及びその他有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

科目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	800,000	—	—	—	—	—
長期借入金	898,032	584,046	337,846	120,000	50,000	—
リース債務	8,992	8,813	6,724	5,406	3,768	—
合計	1,707,024	592,859	344,570	125,406	53,768	—

(注4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

1 株当たり情報に関する注記

1 1株当たり純資産額	211円69銭
2 1株当たり当期純利益	29円92銭